

市町村と県による協働電子図書館事業 運営委員会等 運営要領

(目的)

第1条 本要領は、「市町村と県による協働電子図書館事業規約(以下、「事業規約」という。)」第3条及び「市町村と県による協働電子図書館事業運営規程(以下、「運営規程」という。)」第5条に定める運営委員会等の運営について、詳細を定める。

(運営委員会)

第2条 参加団体及び長野県が推薦する委員は各団体につき1名とする。

2 本事業の円滑な運営のため、運営委員会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(全体会議)

第3条 全体会議は、運営委員長が招集し、運営委員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状または代理による出席を可とする。

(総括会議)

第4条 総括会議の構成員は、運営委員長、副委員長、各部会長の他、参加団体及び長野県の推薦に基づき委員長が指名する者により構成する。

2 構成員の定員は、10名程度とする。

3 議長は、運営委員会の副委員長をもって充て、会議の招集は議長が行う。

(部会等)

第5条 部会が所管する事項は、別表1のとおりとする。

2 部会は、参加団体及び長野県から推薦された者により構成する。ただし、運営委員と同一の者であることは求めない。

3 部会員の募集等にかかる必要な事項については別途定める。

4 部会長は、それぞれの部会における部会員の互選によって選出し、運営委員会で承認・決定する。

5 部会が所管する事項のほか、横断的な課題等の特命事項に対応するため、必要に応じ作業チームを配置することができることとし、必要な事項は別途定める。

(要領の改正)

第6条 本要領は、運営委員会の総括会議で審議し、改正することができる。

(その他)

第7条 本要領に定めのない事項は、運営委員会で審議し、決定する。

附 則

この規程は令和4年4月28日から施行する。

附 則

この規程は令和4年9月16日から施行する。

別表（第5条関係）

部会	所 管 す る 事 項
利用登録部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の ID、利用登録にかかる事項 ・ 運営規程第6条に定める「利用に関する要綱」にかかる事項 ・ 上記事項に関する職員研修にかかる事項
選書部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツにかかる事項 ・ 運営規程第7条に定める「コンテンツ選書基本方針」「コンテンツ選書基準」にかかる事項 ・ 上記事項に関する職員研修にかかる事項
利用者支援・広報部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程第8条に定める「利用者支援」にかかる事項 ・ 運営規程第9条に定める「広報」にかかる事項 ・ 上記事項に関する職員研修にかかる事項
システム部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会の所管する事項の内、運営規程第10条に定めるシステム運用にかかる事項 ・ 「電子図書館サービス」のシステム提供者とシステム委託契約の相手方となる長野県が行う連絡・調整事項への助言